

平成24年4月から「子ども手当」が「児童手当」に変わりました。

●手当を受給できる方

中学校修了前の児童の養育者等

●支給金額

- ・ 3歳未満 月額15,000円／人
- ・ 3歳以上小学校修了前
第1子、第2子 月額10,000円／人
第3子以降 月額15,000円／人
- ・ 中学生 月額10,000円／人
- ・ 所得制限限度額以上の方の中学生以下の児童 月額5,000円／人
【所得制限が平成24年6月から適用されます。】



《所得制限限度額》

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1,002.1万円
5人	812万円	1,042.1万円

●支給月

平成24年 6月（平成24年 4月分～5月分）

平成24年10月（平成24年 6月分～9月分）

平成25年 2月（平成24年10月分～平成25年 1月分）

なお、平成24年6月には、子ども手当の平成24年2月分、3月分も同時に支給となります。

●その他留意事項

- ◆平成24年3月末時点で子ども手当特別措置法の認定を受けている方は、児童手当は「みなし認定」となるため、新たな申請手続きは必要ありません。
- ◆次の方は、町民課戸籍年金係で申請手続きが必要です。
 - 出生などにより、新たに養育する児童ができたかた
 - 出生などにより、養育する児童が増えたかた
 - 他の市町村から転入されたかたで、養育する児童がいるかた
(手当支給は原則申請をした月の翌月分からとなります。出生や転入などの場合は、15日以内に申請してください。)
- ◆児童手当の給付を受けているかたは、毎年6月に、前年の所得状況や年金の加入状況を記載した現況届を提出する必要があります。別途ご案内いたしますので忘れずに提出ください。
- ◆公務員の方は、手続きが必要な場合、勤務先での手続きとなりますので、勤務先にご確認ください。
- ◆子育て支援のために児童手当を町に寄付することができますので、ご希望の方はお問い合わせください。

■問い合わせ

健康福祉課 子育て支援係 ☎86-0212